

2022年8月4日

各 位

株式会社 岩手銀行

普通預金規定の改定について

岩手銀行（頭取 岩山 徹）では、通帳発行手数料の新設にあたり、普通預金規定の改定を行います。
当行は、今後もお客さまへのサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容

通帳発行手数料の条項を新設します。

普通預金規定（抜粋） 「通帳発行手数料」条項の新設

13の3（通帳発行手数料）

- （1）当行が定める日以降に新たに開設した預金口座について、所定の通帳の発行や繰越を行った場合または無通帳口座を選択後、新たに通帳発行を行った場合、当行が定める通帳発行手数料をお支払いいただきます。
- （2）前項の手数料は、払戻請求書によらず当該預金口座から引落とし、またはその他当行所定の方法によりお支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた通帳発行手数料は返却いたしません。

2. 実施日

2022年10月3日（月）

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

岩手銀行 事務統括部 滝沢・藤原

電話：019-623-1111（代表）